

別記様式3-1-(2)

※森林法施行規則第33条第1号口に該当する森林経営計画(区域計画)の場合に使用する。

認定番号 _____ (変 _____)

森 林 経 営 計 画 書 (区 域 計 画)

(単 独 共 同) (新 規 変 更)

1. 計画期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

変更後の森林経営計画に従って施業及び保護を開始しようとする日
令和 年 月 日

2. 計画対象森林の所在等

(単位:ha)

市町村名及び森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域名 ※市町村森林整備計画より記載	計画対象森林面積 A	Aの面積のうち令第3条第1号の規定により市町村の長が認定に際して指定する森林の面積 B	認定基準面積 C=(A-B) ※30ha≤Cであること	備考
恵庭市	33.46	0	30	

注1:計画対象森林面積欄には、当該区域計画の対象としている森林の面積を記載する。

注2:Aの面積のうち令第3条第1号の規定により市町村の長が指定している森林の面積欄には、森林法施行令第3条第1号に定める農林水産大臣告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する面積を記載する。

3. 他の森林経営計画の対象森林との重複状況

認定者	認定年度	認定種類	認定番号	重複する計画対象森林面積(ha)	備考
計					

注1:認定者欄には、農林水産大臣、北海道知事、○●(総合)振興局長、●○市長のように記載する。

注2:認定種類は、「林班計画(共同)」と記載する。

注3:重複する計画対象森林面積欄には、当該区域計画と重複して認定されている他の森林経営計画との重複面積を記載する。

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の住所・氏名	恵庭市京町1番地 恵庭市長 原田 裕
-----------------------------------	-----------------------

1 森林の経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

当計画の対象森林33.46haのうち、人工林面積は12.97haを占めており、人工林面積は38%である。

樹種は天然林広葉樹が全面積の61%を占め最も多く、以下カラマツ人工林30%、トウヒ人工林4%となっており、8齢級から9齢級までの森林の割合が高くなっている。

また、対象森林の多くは恵庭市森林整備計画において水源涵養林(水源涵養機能維持増進森林)として位置付けられており、木材生産機能と公益的機能の調和のとれた施業の推進が必要な地域である。

このため、森林資源の保続培養、環境への配慮を図るとともに、木材資源の有効利用による持続的な森林経営を通じて森林の多面的機能の発揮を目指す。

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護

40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針

恵庭市森林整備計画において定められているゾーニングごとの「望ましい森林の姿」及び「森林の整備及び保全の基本方針」を基本とし、それぞれの森林の現況に応じて必要な施業を計画的に進める。

また、関係機関から指導・助言を仰ぎ、治山事業を有効活用するなどして未整備森林の解消と公益機能の維持増進を図る。

(2) 公益的機能別施業森林の区域の内外別の長期の伐採立木材積、造林面積

区域	期間	伐採立木材積(m3)	造林面積(ha)		備考
				うち植栽(ha)	
公益的機能別施業森林以外の森林	自: 8 年 4 月	0	0	0	
	至: 13 年 3 月				
	自: 13 年 4 月	0	0	0	
	至: 18 年 3 月				
	自: 18 年 4 月	0	0	0	
	至: 23 年 3 月				
	自: 23 年 4 月	0	0	0	
	至: 28 年 3 月				
	自: 28 年 4 月	0	0	0	
	至: 33 年 3 月				
公益的機能別施業森林	自: 8 年 4 月	0	0	0	
	至: 13 年 3 月				
	自: 13 年 4 月	2	0	0	
	至: 18 年 3 月				
	自: 18 年 4 月	2	0	0	
	至: 23 年 3 月				
	自: 23 年 4 月	2	0	0	
	至: 28 年 3 月				
	自: 28 年 4 月	2	0	0	
	至: 33 年 3 月				
	合計				

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針(任意)

該当なし

(4) その他参考とすべき事項

ア 森林経営計画の継続性の有無

有

無

旧計画の情報

旧計画から継続している森林 (林小班)	旧計画認定者	旧計画認定番号	旧計画の計画期間	
			始期	終期

(記載注意事項)

1. 森林経営計画の始期が、旧計画の終期から継続している場合には「有」に、旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。
2. 継続性の有無を「有」とした場合、旧計画の情報を記載する。

イ その他

別記様式3-5

(2)要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育、その他森林の施業の計画

要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別	森林の所在・地番	林班	小班	森林所有者名	施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	認定請求者	備考
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px 100px;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">該当なし</p> </div>										

(記載注意事項)

- 1 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び森林経営管理法第42条第1項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられている森林(「災害等防止措置命令対象森林」という。)の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
- 2 「施業の区分」は、間伐、保育及びその他と記載する。
- 3 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
- 4 「面積」は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を記載する。
- 5 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の時期を記載する。

別記様式3-6

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

該当なし

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林であって人工植栽が計画されているものについて、鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置又は対象鳥獣の捕獲を行う旨及びその具体的な手法(例えば、防護柵や幼齢木保護具の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

また、鳥獣害防止森林内の森林のうち人工植栽が計画されていないものについては、必要に応じて、対象鳥獣による被害の防止対策を行う旨及びその具体的な手法(例えば、剥皮防止帯の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

なお、対象鳥獣の捕獲を行う場合において、捕獲を行う予定の者が森林経営計画の作成者から委託を受けて行う者など計画作成者と異なる場合にあっては、その捕獲を行う者についても記載する。

(2) 森林の保護

気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を行う。

(記載注意事項)

火災、病中獣害(鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取組状況や意向について記載する。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

所在場所	市町村	該当なし
	字、地番	
	林小班	
	森林所有者名	
火入れの時期		
火入れの目的		
火入れ方法		
防火体制	火入れ従事者	
	防火帯	
	器具	
火入れ責任者		

(記載注意事項)

実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

該当なし

(記載注意事項)

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針につ
また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあっては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を
含む林班計画を作成する旨を記載する。

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採材積及び間伐面積等)

認定請求者の 氏名	計画対象 森林の面 積(ha)	伐採可能 材積(m 3)	計画期間 内の伐採 立木材積 (m3)	流用伐採 材積(m 3) ※他の団 地へ(-) ※他の団 地から (+)	計画的間 伐対象森 林面積 (ha)	計画期間 内の間伐 面積(ha)			うち計画 的間伐対 象森林の 面積(ha)	うち単層 林状態に ある複層 林施業森 林の面積 (ha)	うち左記 以外の森 林のうち 災害等防 止措置命 令対象森 林の面積 (ha)	うち左記 以外の森 林のうち 標準伐期 年齢未満 の森林の 面積(ha)	うち左記 以外の森 林のうち 標準伐期 年齢以上 の森林の 面積(ha)	備考	
						うち単層 林状態に ある複層 林施業森 林の面積 (ha)	うち左記 以外の森 林のうち 災害等防 止措置命 令対象森 林の面積 (ha)	うち左記 以外の森 林のうち 標準伐期 年齢以上 の森林の 面積(ha)							

(記載注意事項)

本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画
全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

(記載注意事項)

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林で行う鳥獣害防止対策のほか、火災、病虫獣害(鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ その他

(記載注意事項)

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

5 森林作業道等の施設の設置、維持管理に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

該当なし

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項を記載するとともに、当該森林経営計画の作成者(認定請求者)以外の森林の土地の所有者の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

設置する森林作業道※起点、終点、路線名及び延長(概数)を図示

地域	市町村	字名など	起点	終点	路線名	延長(概数) (m)	備考

イ 森林作業道等の維持管理

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項を記載するとともに、当該森林経営計画の作成者(認定請求者)以外の森林の土地の所有者の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

該当なし

維持管理する森林作業道※起点、終点、路線名及び延長に加え線形を図示

番号	地域	市町村	字名など	起点	終点	路線名	延長(m)

記載した森林作業道については、添付書類である森林法施行規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する